

■ 関東学園大学大学院の人材養成の目的

関東学園大学大学院学則（抜粋）

（目的）

第1条 関東学園大学大学院（以下「大学院」という。）は、教育基本法及び本学建学の精神に則り、学部における一般的及び専門的教養の基礎の上に、広い視野に立って学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて文化の進展に寄与する人物を養成することを目的とする。

（研究科）

第2条 大学院に経済学研究科を置く。目的は次のとおりである。

一 経済学研究科

経済学研究科は、経済学について広い視野に立ってより深い学識を教授研究し、専攻分野における理論と応用の研究能力を培い、又高度の専門性が求められる職業を担う人材を養成することを目的とする。